

水道局からのお知らせ・お願い

令和2年4月1日に「雨水整備室」を新設しました！

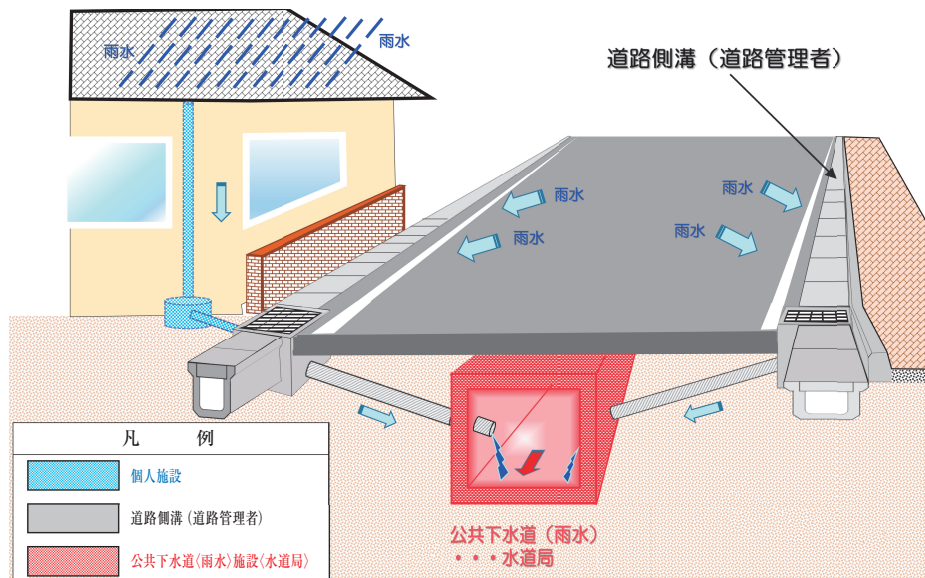
令和2年度から公共下水道事業（雨水）に地方公営企業法を適用し、市役所から関連する業務を水道局へ移し替えることに伴い、「雨水整備室」を設置しました。

【雨水整備室で取り扱う主な業務】（公共下水道事業計画区域内※）

○雨水管きよの新設・改築

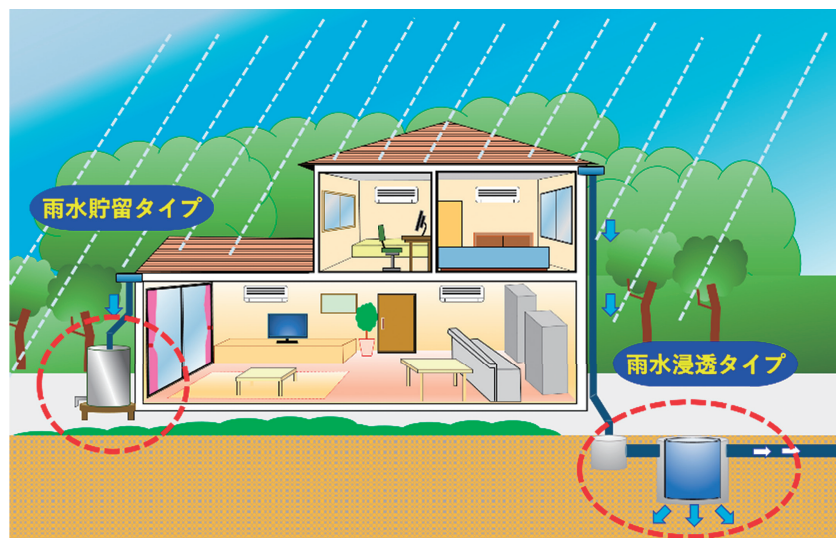
都市に降った雨水を河川等に放流し、都市を浸水から守るため、公共下水道事業計画区域を対象に、雨水管きよの新設・改築を行います。

(イメージ図)



○個人住宅への雨水貯留施設等の設置助成

雨水の流出を抑制し、都市型水害の軽減を図るため、個人住宅への雨水貯留施設等の設置費用の一部を助成します。詳しくは、雨水整備室へお問い合わせください。



※公共下水道事業計画区域など、詳しくは雨水整備室へお問い合わせください。

【雨水整備室 TEL：803-8772】

令和2年10月1日から お客様料金センターの職員の制服が変わります！

職員制服

旧

(令和2年9月30日まで)

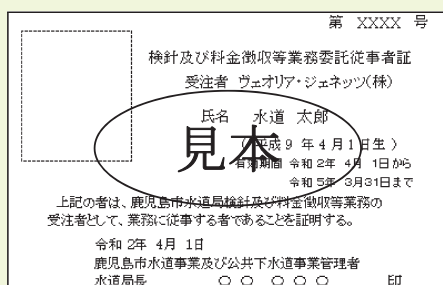


新

(令和2年10月1日から)



検針員等がお客様宅を訪問する際には、必ず制服を着用し、「検針及び料金徴収等業務委託従事者証」を携帯しています



検針員制服

旧

(令和2年9月30日まで)



新

(令和2年10月1日から)



水道メーターの検針、取り換えにご協力ください。
 【メーターボックスの上に物を置かないでください】
 【犬は放し飼いにしないでください】
 【家の増改築で、メーターが床下や屋内にならないようにしましょう】
 【メーターボックスの中はいつもきれいにしておいてください】



【お客様料金センター TEL：812-6171】
（業務受託者）ヴェオリア・ジェネッツ株式会社

家屋などの解体をするときも 事前に水道局へ申請してください

給水装置・排水設備の新設や改造、撤去を行うには事前に申請が必要です。

【申請が必要な場合】・家屋の新築、増改築
・家屋の解体

※工事申請は、水道局指定工事事業者に依頼してください。

水道局指定工事事業者一覧表▶



【給排水設備課 TEL：213-8522】

下水道に油やごみは流さないで！！

下水道に次のようなものを流すと、その機能に支障をきたすので、流さないでください。

- ◆台所から出る油やごみ
- ◆トイレットペーパー以外の紙や水に溶けないティッシュペーパー、紙おむつ、生理用品、洗腸、プラスチック製品、たばこの吸い殻など
- ◆セメント等の建築廃材、汚泥など



【下水道管路課 TEL：213-8544】